

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇長 殿

中部電力パワーグリッド株式会社
〇〇支社 電力サービス部
部長 〇〇 〇〇

契約申込みに対する回答書

貴社からの接続契約申込み（〇〇〇〇年〇月〇日受付）につきまして、本回答をもって接続契約の締結（連系承諾）といたします。なお、接続契約の前提となる技術検討結果および技術要件は別紙のとおりとなります。

その他留意事項につきましては、下記のとおりとなります。

1. 本書は事業計画認定を取得するための「接続の同意を証する書類」ではありません。
「接続の同意を証する書類」につきましては、工事費負担金契約の締結時に発行する「系統連系に係る契約のご案内」となります。
2. 〇〇〇〇年〇月〇日（〇）までに、工事費負担金契約の締結意思をお示しいたします。
なお、工事費負担金契約の締結意思を期限日までにお示しいただけない場合、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）29（受給契約の解除）（4）ニ（ヘ）にもとづき、接続契約を解除させていただきます。
3. 工事費負担金（系統連系保証金を除く）は工事費負担金契約締結後、速やかにご請求いたします。工事費負担金（系統連系保証金を除く）のお支払いは、原則、ご請求後1か月以内となります。なお、工事費負担金の支払期日までにお支払いがない場合、契約要綱29（受給契約の解除）（4）ハにもとづき、接続契約を解除させていただくことがあります。
4. 既に申し受けた系統連系保証金の取扱いは、電力広域的運営推進機関のホームページ上に公表されている「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」をご覧ください。
5. 接続契約の解除後、同地点において事業実施を希望される場合は、新たに接続契約申込みをいただく必要があります（系統状況の変化等により、再度接続検討が必要となる場合があります）。
6. 貴社の発電場所において発電する電気工作物から、貴社が自ら施設する構外にわたる電線路（以下「構外電線路」といいます。）を通じて別の需要場所に設置した電気工作物へ電力を融通する場合、別紙に加え以下の事項が接続契約の要件となります。
 - ア 弊社が貴社に支払う毎月の料金を算定するために用いる受給電力量は、貴社の電気設備と弊社の供給設備との接続点において弊社が設置する記録型計量器等により、計量した電力量とすること。
 - イ 構外電線路は貴社の負担により貴社が設置するものとし、保安責任は貴社が負うこと。
 - ウ 構外電線路を通じて電力を融通するにあたって、貴社は弊社に対価を求めないこと。
また、構外電線路の事故その他の理由により電力の融通に支障が生じても、貴社は弊社に補償を求めないこと。
7. その他、本書に記載がない内容につきましては、契約要綱によります。

以 上

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社 ○○発電所 (受付番号○○○○)
検討者・回答者	中部電力パワーグリッド株式会社

2. 申込内容

発電者の名称	
発電場所 (住所)	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

- ・系統混雑時において発電設備等を出力制御していただくことを前提としたノンファーム型接続適用により、系統に連系が可能となります。このため、系統混雑時の無補償での出力制御（オンライン制御）にあたり、貴社負担で必要な出力制御機器（通信装置含む）を導入していただきます。

今後、発電設備の申込み状況や系統構成の変化等により混雑状況が変わる可能性があります、その場合においても、適切な出力制御対応が必要となります。

設備の混雑状況を把握するための潮流実績等の情報については、以下URLをご参照ください。

系統空き容量情報等のリンク先：(URL ●●●●)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a) 概略平面図

(b) 工事概要図（ノンファーム接続対象設備の制御概要も含む）

(c) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(d) 工事の必要性と設備規模：

(3) 概算工事費及び工事費負担金

○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費 ●. ●百万円（消費税等相当額 ●. ●百万円を含む）

工事費負担金 ●, ●●●, ●●●円（消費税等相当額 ●●●, ●●●円を含む）
（材料費等 ●, ●●●, ●●●円, 工費等 ●, ●●●, ●●●円）

設備区分		工事費負担金（円） （消費税等相当額を除く）		概算工事費※（百万円） （消費税等相当額を除く）
		材料費等（円）	工費等（円）	
内 訳	架空線工事	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●
	地中線工事	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●. ●
	変電設備工事	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●
	給電設備工事	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●
	通信設備工事	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●
	計量設備工事	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●
	その他	●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●
一般負担の上限額超過分		●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	
総額 （消費税等相当額を除く）		●, ●●●, ●●● ●●●, ●●●	●●● ●●●, ●●●	●. ●

※ 概算工事費とは、系統連系に際し必要な工事における総工事費の概算金額をいいます。
※ 工事費負担金は、すでにお支払いいただいた系統連系保証金を差し引いた額を請求いたします。
※ 契約締結後、系統連系に至らないで契約を廃止または変更される場合は、「託送供給等約款」の規定に基づき、要した費用の実費を申し受けます。

○概算工事費の概要（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
	電線	km	km	km	
地中線	管路	km	km	km	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	電力ケーブル	km	km	km	
変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
	変圧器	台	台	台	
	調相設備	式	式	式	
	保護継電装置	式	式	式	
	転送遮断装置	式	式	式	
給電設備	システム改修	式	式	式	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	自動検針装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示していただく必要があります。

○工事費負担金の概要（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基		
	電線	km	km	km		
地中線	管路	km	km	km		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	電力ケーブル	km	km	km		
変電設備	引出設備	回線	回線	回線		
	変圧器	台	台	台		
	調相設備	式	式	式		
	保護継電装置	式	式	式		
	転送遮断装置	式	式	式		
給電設備	システム改修	式	式	式		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	自動検針装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—		

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示していただく必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

- ・発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針【資源エネルギー庁】
- ・当社の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱および託送供給等約款により算定された標準設計を対象としています。
再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱「13 当社による系統連系のための工事」
託送供給等約款「70 受電地点への供給設備の工事費負担金」

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 ●年●ヶ月程度

○概略工程表

(5) 申込者に必要な対策

対策（内容変更または仕様追加）の要否、対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の 追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他 ()		
②	発電機定数・諸元	適・不適・その他 ()		
③	力率	適・不適・その他 ()		
④	運転可能周波数・並列時許容周波数	適・不適・その他 ()		
⑤	周波数調整機能	適・不適・その他 ()		
⑥	周波数リレーの整定値	適・不適・その他 ()		
⑦	早期再並列のための機能	適・不適・その他 ()		
⑧	運転可能電圧	適・不適・その他 ()		
⑨	電圧調整機能	適・不適・その他 ()		
⑩	電圧変動対策	適・不適・その他 ()		
⑪	出力変動対策	適・不適・その他 ()		
⑫	電力品質対策	適・不適・その他 ()		
⑬	系統安定度対策	適・不適・その他 ()		
⑭	短絡・地絡故障電流対策	適・不適・その他 ()		
⑮	保護装置	適・不適・その他 ()		
⑯	中性点接地装置・電磁誘導障害対策	適・不適・その他 ()		
⑰	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他 ()		
⑱	線路無電圧確認装置	適・不適・その他 ()		
⑲	保安通信用電話設備	適・不適・その他 ()		
⑳	給電情報伝送装置	適・不適・その他 ()		

②①	F R T 要件	適・不適・その他 ()		
②②	発電出力の抑制機能	適・不適・その他 ()		
②③	その他			

※根拠の略称は以下のとおり。

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】
- (b) 託送供給等約款【中部電力パワーグリッド株式会社】
- (c) 系統連系技術要件・標準設計基準【託送供給等約款別冊】【中部電力パワーグリッド株式会社】
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省産業保安グループ電力安全課】
- (f) 系統連系規程（JESC）※追補版を含む【社団法人日本電気協会】
- (g) 系統アクセス指針【中部電力パワーグリッド株式会社】
- (h) 配電系統アクセス指針【中部電力パワーグリッド株式会社】
- (i) 送変電設備整備計画指針【中部電力パワーグリッド株式会社】
- (j) 配電線路設備形成指針【中部電力パワーグリッド株式会社】
- (k) 太陽光・風力発電所出力制御機能技術仕様書（高低圧）【中部電力パワーグリッド株式会社】

（６）接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：●●●●年度
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

（７）運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) （制約ありの場合）制約の根拠：
- (c) ノンファーム型接続の適用に係る抑制：

（８）その他

- (a) 工事内容、概算工事費、工事費負担金および所要工期は、現時点で把握しうる情報をもとに検討した結果です。このため、検討条件の変更※¹、系統条件の変化※²、用地事情※³等によっては、工事内容、概算工事費、工事費負担金および所要工期が変わることがあります。なお、工事着工後にやむを得ず、工事内容が変更となる場合があります、工事費負担金および所要工期が変わることがあります。

※¹ 貴社の発電出力・受電位置の変更等

※² 系統に流れる潮流の増減等

※³ 用地交渉・測量結果による送電ルートの変更等

- (b) 発電設備を変更する場合等において、再検討が必要となる場合には、1 地点 1 検討につき 2 0 万円に消費税等相当額を加えた金額を検討料として申し受けます。
- (c) 貴社構内における送電設備および通信設備の取扱いについては、別途協議いたします。また、保護継電器や通信設備等、当社設備と協調をとる必要がある装置についても、別途協議いたします。
- (d) 系統の状況に応じて、発電設備の抑制が必要となる場合がありますので、別途協議させていただきます。なお、需給状況および潮流状況等により、送変電設備の停止が無い場合においても、送変電設備

の運用容量を超過するおそれがある場合は、託送供給等約款に定める給電指令の実施要件に基づき、発電を抑制または停止させていただく場合があります。

- (e) 給電指令（リレー装置による指令も含む）による電源遮断・抑制時に、公衆安全への影響が生じないよう発電者にて必要な対策が講じられていることを前提としています。
- (f) 本回答書に記載していない事項については、当社発行の『特別高圧お客さま受電ガイドブック』『系統アクセス指針』、経済産業省発行の『電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン』および『電気設備の技術基準の解釈』に沿って設計していただきます。
- (g) 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当社その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。なお、お客さまが本回答を当該発電事業目的以外に利用することによりお客さまが損害を受けた場合は、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (h) その他、系統連系・電力販売等に係る事項については、「再生可能エネルギー発電設備の系統連系等に関する留意事項（高圧・特別高圧）」に基づいて取扱いますのでご確認ください。
- (i) N－1電制の本格適用（電源抑制または遮断に伴う機会損失等の費用の精算等）の考え方が適用されます。また、N－1電制の拡大や今後の制度設計の議論によってはN－1電制適用に伴い必要となるオペレーション費用（電制された電源側に発生する代替電源調達費用等）の負担が生じる可能性があります。
- (k) 貴社が事業性を判断するために本回答書に記載の無い系統情報を必要とする場合は、求めに応じ「系統情報の公表の考え方」（資源エネルギー庁）に基づき対応いたします。
- (l) 既に申し受けた系統連系保証金の取扱いは、電力広域的運営推進機関のホームページ上に公表されている「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」をご覧ください。
- (m) 今回の回答に関わらず、別途、託送供給等約款に基づき出力制御対応が必要となる場合がありますのでご注意ください。

4. 添付資料



以 上